

令和8年10月1日から

福岡市障がい者医療証

ひとり親家庭等医療証 が変わります



障がい者医療証 65歳未満用

障がい者医療証 65歳以上用

10月から
桃色



10月から
薄紫色



※精神障がい者(18歳年度末までを除く)は、精神病床への入院費は助成の対象となりません。

ひとり親家庭等医療証

10月から
オレンジ色



ひとり親家庭等医療証は、
更新の申請が必要です。

※申請が遅れると、助成を
受けられない場合があります。

お問い合わせ・手続きは、お住まいの区の区役所(出張所)保険年金担当課へ